

とやま未来創生でんき  
「とやま水の郷でんき」  
募集要項

2025年4月1日実施

富 山 県  
北 陸 電 力 株 式 会 社

# とやま水の郷でんき

## 募集要項

### 目 次

1	目 的	1
2	定 義	1
3	適用内容	2
4	供給要件	3
5	申込手続き	4
6	契約手続き	5
7	その他留意事項	5

# とやま水の郷でんき

## 募集要項

富山県と北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）は、2021年4月より、双方の協力のもと電力供給ブランド「とやま未来創生でんき」を創設し、その新たな電気料金メニューの一つとして、富山県が運営する水力発電所で発電された電力を活用し、電気の使用にともなう二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」といいます。）の排出量がゼロとなる環境価値に加え、特定電源価値（水力発電所由来の電気）および産地価値（富山県産）を附帯した「とやま水の郷でんき」を設定することといたしました。

「とやま水の郷でんき」の適用を希望される企業等にあつては、本募集要項（以下「この要項」といいます。）にもとづき、申込みをしていただきます。

### 1 目 的

北陸電力は、主に富山県が運営する水力発電所に電源を特定して、一定の要件を満たした富山県内の企業等に対して、電気の使用にともなうCO<sub>2</sub>排出量をゼロにすることができ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に活用いただける電力を供給します。これにより、富山県内の企業等の脱炭素化を支援し、富山県産のエネルギーの地産地消に繋がることを企図するものです。

### 2 定 義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

#### (1) 申 込 者

「とやま水の郷でんき」の適用を希望し、この要項にもとづき申込みする企業等をいいます。

#### (2) 供給対象箇所

「とやま水の郷でんき」の適用を希望する場所であつて、北陸電力と電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）を締結しているまたは

締結予定の富山県内の需要場所をいいます。

### 3 適用内容

#### (1) 電源構成

- ① 電源構成は、原則として、富山県が北陸電力に売電する対象の富山県内の県営水力発電所で発電された電気といたします。ただし、計画外の発電所停止等により供給量が不足した場合等は、北陸電力が保有するまたは北陸電力が相対契約で調達する富山県内の水力発電所で発電された電気で構成することがあります。
- ② 北陸電力は、「とやま水の郷でんき」による電気の供給に先立ち、その電源種別ごとの構成比率を算定いたします。
- ③ 北陸電力は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率を算定いたします。
- ④ 北陸電力は、②および③で算定した電源種別ごとの構成比率をお知らせいたします。
- ⑤ 申込者および北陸電力は、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値を取引する市場で取引される非化石証書に含まれる環境価値について、重複することなく適正に管理および使用するものといたします。

#### (2) 水力電気の購入電力量

水力電気の購入電力量（以下「とやま水の郷でんき電力量」といいます。）は、申込者と北陸電力との協議によって定めます。

#### (3) 料 金

各月の料金は、北陸電力の「電気標準約款」および「電気標準約款Ⅱ」等（以下「標準約款等」といいます。）によって算定された基本料金および電力量料金等の合計に、①によって算定された加算額（以下「とやま水の郷でんき加算額」といいます。）を加えたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

##### ① とやま水の郷でんき加算額

とやま水の郷でんき加算額は、1月につき次により算定いたします。

とやま水の郷でんき加算額 = とやま水の郷でんき電力量 × ②の加算単価

## ② 加算単価

1 キロワット時につき	2 円20銭（消費税等相当額を含みます。）
-------------	-----------------------

## (4) 適用期間

「とやま水の郷でんき」による料金の適用期間（以下「適用期間」といいます。）は、「とやま水の郷でんき」による契約が成立した日の直後の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から、適用開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

なお、「とやま水の郷でんき」による契約が成立した日と検針日が同日の場合は、「とやま水の郷でんき」による契約が成立した日を適用開始日といたします。

## (5) 適用期間中の解約の取扱い

- ① 富山県または北陸電力の異常渇水または非常変災その他の事由により「とやま水の郷でんき」を適用することが困難となった場合は、「とやま水の郷でんき」を解約させていただくことがあります。この場合、富山県および北陸電力は、「とやま水の郷でんき」の適用を受ける申込者に生じた損害について賠償の責めを負いません。
- ② 申込書類に虚偽の記載、申込みに不正の行為があったと認められる場合または供給要件に反すると認められる場合等は、「とやま水の郷でんき」を解約いたします。
- ③ 「とやま水の郷でんき」による契約を解約する場合、解約する日が属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金まで、「とやま水の郷でんき加算額」を適用いたします。

## 4 供給要件

「とやま水の郷でんき」は、原則として、次の要件を満たす申込者および供給対象箇所を対象といたします。

- (1) 申込者は、富山県内に事業所を置くまたは置こうとする企業等であること。
- (2) 申込者は、供給対象箇所において、北陸電力から電力の供給を受けている

または受ける予定であること。なお、供給対象箇所における北陸電力との電気需給契約の名義は、原則として、申込者と一致していること。

- (3) 供給対象箇所は、受電電圧が原則として、高圧（標準電圧6,000ボルト）および特別高圧（標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、60,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルト）であること。
- (4) 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

## 5 申込手続き

申込手続きは次のとおりといたします。

### (1) 申込方法

「とやま水の郷でんき」の適用を希望される場合は、北陸電力のホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、北陸電力のホームページに記載の事業所まで申込みをしていただきます。

### (2) 申込期間

2020年12月15日から2026年1月31日までの間、次のとおり、適用年度ごとの申込開始日から先着順に受け付けいたします。ただし、各適用年度の供給可能量に達し次第、受付を終了いたします。

適用年度	申込開始
2021年度	2020年12月15日から
2022年度	2021年12月1日から
2023年度	2022年12月1日から
2024年度	2023年12月1日から
2025年度	2025年3月3日から

### (3) 提出が必要な申込書類

- ① 「とやま水の郷でんき」適用申込書（様式1）

## ② 年間電力使用計画書（様式2）

適用期間に応じた電力使用計画を提出していただきます。なお、お客さまが電力使用計画を変更される際は、変更後の電力使用計画を提出していただきます。

## 6 契約手続き

### (1) 審査

北陸電力において申込内容を審査し、供給可能量の範囲内で「とやま水の郷でんき」を適用する申込者を決定いたします。

なお、審査の結果は、電話もしくは電子メールにて通知いたします。

### (2) 契約の成立

「(1) 審査」の結果、「適用」となった場合、北陸電力は、原則として、申込者と契約書を取り交わし、これにより「とやま水の郷でんき」による契約が成立いたします。

なお、北陸電力は、申込者からの申込内容および審査結果について、富山県に情報提供を行ないます。

## 7 その他留意事項

### (1) 申込書類の取扱い

#### ① 情報の利用

富山県または北陸電力は、必要に応じて、申込書類に記載された情報について、関係機関に照会することができるものとし、「とやま水の郷でんき」の適用のために利用することができるものといたします。

#### ② 申込書類の返却

提出された申込書類は、返却いたしません。申込書類の控えが必要な場合は、申込者においてあらかじめコピーをお取りいただく等、これに必要な対応を行なっていただきます。

### (2) 調査およびPRの実施

富山県は、「とやま水の郷でんき」の適用を受ける申込者に対し、企業活

動等を支援する目的で各種調査およびPRを実施することがあります。

(3) 排出係数の扱い等

「とやま水の郷でんき」による供給については、原則として、富山県が運営する水力発電所で発電された電源由来の非化石証書を使用し、購入した水力電気の使用にともなうCO<sub>2</sub>排出係数はゼロになります。

(4) 産地価値に係る証明書の交付

富山県および北陸電力は、「とやま水の郷でんき」の適用が決定した申込者に対して、富山県内の水力発電所で発電された電気を使用していることを示す証明書を交付いたします。

(5) 要項の変更

富山県または北陸電力は、民法548条の4の規定にもとづき、この要項を変更することがあります。この場合、適用期間終了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の募集要項によります。

(6) その他

- ① 適用期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものといたします。
- ② この要項に定めのない事項については、標準約款等によるものといたします。